

平成29年（2017年）12月21日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 小 田 伸 次

〃 福 岡 誠 志

〃 宍 戸 稔

〃 杉 原 利 明

〃 横 光 春 市

〃 弓 掛 元

〃 重 信 好 範

郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書  
（案）の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
総務大臣	野 田 聖 子 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	伊 達 忠 一 様

発議第 9 号

郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書  
(案)

公職選挙法には、「郵便等による不在者投票(郵便投票)」が規定されている。対象者は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人と、平成16年(2004年)3月1日から法改正により、介護保険法上の要介護者で被保険者証に区分が要介護「5」と記載されている人も含まれるようになった。

総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会は、昨年から選挙における投票環境の向上を検討してきた結果、現在認められている要介護「5」から、要介護「4」と要介護「3」の人にも広げるべきだとする報告書をまとめた。

報告書によると、平成27年度(2015年度)に要介護認定を受けた人のうち、要介護「4」の95.6%、要介護「3」の80.2%が寝たきりや寝たきりに近いと判定され、「投票所に出向くのが難しい状態だと思われる」としている。全国で見ると、対象者は約61万人から約218万人に増える。

本市においては、平成29年(2017年)9月末現在、要介護「5」の人は387人、要介護「4」の人は491人、要介護「3」の人は660人であり、実現すると本市の対象者は1,538人になる。

現在多くの自治体で、投票区・投票所の見直しが行われており、要介護者の投票環境は厳しくなっている。在宅介護を受けている要介護「3」、「4」の認定者の投票権(選挙権)は、国民主権における重要な権利行使のひとつである。その権利が事実上、制限される人がいるということは、大きな問題である。

よって、郵便投票制度も要介護「3」以上の被保険者に早期拡大するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年（2017年）12月21日

三 次 市 議 会